地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月26日

飯塚市監査委員 篠崎 充俊 飯塚市監査委員 吉田健一

# 第1 監査の概要

1 監査の期間

令和4年10月24日(月)から令和4年12月23日(金)まで

2 監査の対象

「飯塚市営飯塚立体駐車場」の指定管理者の業務について

- ・指定管理者 太平ビルサービス株式会社
- 担当課 建設政策課
- 3 監査の場所

当該施設及び監査事務局

#### 4 監査の範囲

令和3年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、 施設等の管理状況について

## 5 監査の方法

「飯塚市営飯塚立体駐車場」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

6 監査の主な着眼点

## 【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
  - ① 施設管理業務の実施状況
  - ② 施設の利用状況
  - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
  - ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
  - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

# 【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に行われているか。
- (3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

#### 第2 監査の結果

- 1 指定管理料 令和 3 年度 17,257,000 円
- 2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「飯塚市営飯塚立体駐車場」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、令和3年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

# 【建設政策課に対する指摘事項】

## 1 会計年度について(局長指摘事項)

歳出の会計年度所属について、地方自治法施行令第143条第1項第2号では「給与その他の給付(略)は、これを支給すべき事実の生じた時の属する年度」、及び第5号では「前各号に掲げる経費以外の経費は、その支出負担行為をした日の属する年度」と規定されている。

また、飯塚市営飯塚立体駐車場の管理運営に関する基本協定書第 10 条では、「甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。 2 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。」と規定されている。

指定管理者は、令和3年4月1日から指定管理業務を開始するにあたり、その 準備経費として人件費(84,100円)及び消耗品費・備品費(初期準備費:727,295 円)を令和3年度の指定管理料から支出していた。

しかしながら、これらの準備経費は、指定管理期間前の令和3年3月に負担行為していたものであった。これは、本駐車場の供用時間の変更(24時間対応)に伴い、指定管理者が交代したことによるものだが、準備期間、経費が必要であるならば、所管課は、指定管理期間の検討、令和2年度予算への計上などの措置を講ずるべきであったと思料する。

今後は適切な措置を行い、指定管理者と十分な調整を行うこと。

#### 2 経費の管理及び収支計算書(決算書)について(局長指摘事項)

飯塚市営立体駐車場指定管理者の仕様書 14(3)では、「経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。指定管理者としての業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分して管理すること。」と定められている。

指定管理者は、専用の口座は開設しているものの、すべての経費を本口座で管理しておらず、通帳及び帳簿等について指定管理業務とその他の業務に係る経費を区分していなかった。

そのため、令和3年度収支計算書(決算書)について、通帳及び帳簿等との照合ができず金額の積算に手間がかかる状況であり、金額誤りが多く見受けられた。 今後は、本仕様書に従い経費の管理を行うよう指定管理者に指導すること。

費目	金額 (誤)	金額 (正)	備考
非常勤職員給与	1,233,033 円	1, 232, 133 円	
消耗品費	274, 121 円	292,833 円	
什器備品費	55,000 円	78,760 円	
租税公課	4,620 円	4,520 円	費目違い→手数料
初期準備費	732,707 円	727, 295 円	

# 【飯塚市営飯塚立体駐車場指定管理者に対する指摘事項】

# 1 会計年度について(局長指摘事項)

歳出の会計年度所属について、地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 2 号では「給与その他の給付(略)は、これを支給すべき事実の生じた時の属する年度」、及び第 5 号では「前各号に掲げる経費以外の経費は、その支出負担行為をした日の属する年度」と規定されています。

また、飯塚市営飯塚立体駐車場の管理運営に関する基本協定書第 10 条では、「甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。 2 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。」と規定されています。

しかしながら、令和3年4月1日から指定管理業務を開始するにあたり、その 準備経費として令和3年3月分の人件費(84,100円)及び3月に納品された消耗 品、備品の代金(初期準備費:727,295円)について、令和3年度の指定管理料 から支出していました。

これは、令和3年4月1日から本駐車場の供用時間の変更(24時間対応)により指定管理者が交代となり、事前準備が必要であったため、所管課と協議のうえ対応したとのことですが、指定管理期間前かつ前年度の支出負担行為に対する支出はできません。

今後は、適切な事務処理を行うようにしてください。

#### ※「支出負担行為」

普通地方公共団体の支出の原因となる契約その他の行為(地方自治法第232条の3)

## 2 経費の管理及び収支計算書(決算書)について(局長指摘事項)

飯塚市営立体駐車場指定管理者の仕様書 14(3)では、「経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。指定管理者としての業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分して管理すること。」と定められています。

指定管理者は、専用の口座は開設しているものの、すべての経費を本口座で管理しておらず、通帳及び帳簿等について指定管理業務とその他の業務に係る経費を区分していませんでした。

そのため、令和3年度収支計算書(決算書)について、通帳及び帳簿等との照合ができず金額の積算に手間がかかる状況であり、金額誤りが多く見受けられました。

今後は、本仕様書に従い、指定管理業務に係る経費とその他の経費は区分して 管理を行うようにしてください。

費目	金額 (誤)	金額 (正)	備考
非常勤職員給与	1,233,033 円	1, 232, 133 円	
消耗品費	274, 121 円	292,833 円	
什器備品費	55,000円	78,760 円	
租税公課	4,620 円	4,520 円	費目違い→手数料
初期準備費	732, 707 円	727, 295 円	